

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について（案）抜粋

改正の概要

1 豚肉骨粉等、家きん加水分解たん白等、鶏豚混合肉骨粉等及び魚介類混合肉骨粉等（以下「豚由来たん白質等」という。）の飼料利用について

(1) 豚由来たん白質等の成分規格について

ア 豚等を対象とする飼料には、第1の農林水産大臣の確認（以下「大臣確認」という。）を受けた豚肉骨粉等（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）を含んでよいこととされた（省令別表第1の2の(1)のイ）。

イ 豚等を対象とする飼料には、大臣確認を受けた家きん加水分解たん白等（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。）を含んでよいこととされた（省令別表第1の2の(1)のロ）。

ウ 豚等を対象とする飼料には、大臣確認を受けた鶏豚混合肉骨粉等（以下「確認済鶏豚混合肉骨粉等」という。）を含んでよいこととされた（省令別表第1の2の(1)のハ及びニ）。

エ 豚等を対象とする飼料には、大臣確認を受けた魚介類混合肉骨粉等（以下「確認済魚介類混合肉骨粉等」という。）を含んでよいこととされた（省令別表第1の2の(1)のハ、ニ及びホ）。

(2) 豚由来たん白質等の製造の方法の基準について

確認済豚肉骨粉等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済鶏豚混合肉骨粉等及び魚介類混合肉骨粉等については、豚等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）の製造に使用してよいこととされた（省令別表第1の2の(2)のイ）。

(3) 豚由来たん白質等の使用の方法の基準について

確認済豚肉骨粉等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済鶏豚混合肉骨粉等及び魚介類混合肉骨粉等を含む飼料については、豚等に対し使用してよいこととされた（省令別表第1の2の(3)のイ）。

(4) 豚由来たん白質等の保存の方法の基準について

豚等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならないこととされた飼料から、確認済豚肉骨粉等、確認済鶏豚混合肉骨粉等、魚介類混合肉骨粉等及び確認済家きん加水分解たん白等を含む飼料が除外された（省令別表第1の2の(4)のイ）。

(5) 豚由来たん白質等の表示の基準について

ア 確認済豚肉骨粉等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済鶏豚混合肉骨粉等、確認済魚介類混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、それぞれ確認済豚肉骨粉等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済鶏豚混合肉骨粉等、確認済魚介類混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料である旨を表示しなければならないこととされた（省令別表第1の2の(5)のイ）。

イ 確認済豚肉骨粉等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済鶏豚混合肉骨粉等、確認済魚介類混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次の文字を表示しなければならないこととされた（省令別表第1の2の(5)のエ）。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物には使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか又は養殖水産動物に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

豚由来たん白質等の出荷先について

牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料を動物由来たん白質を含む飼料の製造工程と完全に分離された工程で製造すべき旨の省令別表第1の2の(2)のエの規定については、平成17年3月31日までは適用しない旨の猶予期間が設けられているところである。

今回の改正に係る豚由来たん白質等の飼料利用については、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設にのみ認められるべきであるとの食品安全委員会の指摘を踏まえ、工程分離の猶予期間中における製造工程の分離を徹底することとする。具体的には、豚由来たん白質等の製造業者が、豚由来たん白質等を原料として含む飼料の製造工程と牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料の製造工程が完全に分離されていない工場へ豚由来たん白質を出荷しないよう努めることとされたい。

確認済飼料又は確認済飼料を含む飼料の表示について

省令別表第1の2の(5)に規定する確認済飼料又は確認済飼料を含む飼料の表示方法の例については、別紙を参照されたい。

### 豚由来たん白質等を製造する事業場での帳簿の備付けについて

豚由来たん白質等は、使用できる原料が制限されており、対象家畜も制限されていることから、当該豚由来たん白質等の製造に用いられた原料の種類、収集先及び製品の出荷先等が確認できるようにしておくことが必要である。このため、豚由来たん白質等の製造業者が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）52条の規定に基づき、帳簿を備え付けるに当たっては、豚由来たん白質等の原料の種別（由来する動物種等（家きん由来、豚由来又は魚介類由来をいう。）の別をいう。）を帳簿に明記することとする。

## 表示例 1 ( 確認済魚介類混合肉骨粉 )

飼料の名称	魚介類混合ミートボンミール1号
飼料の種類	肉骨粉
製造年月	平成 年 月
製造業者の氏名又は名称 及び住所	株式会社 県 市 町 番地
製造事業場の名称 及び所在地	株式会社 工場 県 市 町 番地
成 分 量	
粗 た ん 白 質	%以上
粗 灰 分	%以下
含有する飼料添加物の名称及び量 エトキシキン	%
使用上及び保存上の注意(注1)	
1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物には使用しないこと (牛、めん羊、山羊、しか又は養殖水産動物に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)	
2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。	
[注意](注2)	
この飼料は、確認済魚介類混合肉骨粉です。	

注1：対象家畜等並びに使用上及び保存上の注意を記載する。

2：第2の1の(5)のAの規程に基づく確認済である旨の表示は、「確認済魚介類混合肉骨粉」又は「確認済魚介類混合ミール」と記載することが可能である。

表示例 2 ( 確認済魚介類混合肉骨粉を使用している配合飼料 )

飼料の名称	印 用配合飼料		
飼料の種類	用配合飼料		
製造年月	平成	年	月
製造業者の氏名又は名称及び住所	株式会社	県	市 町 丁目 番地
製造事業場の名称及び所在地	株式会社	工場	××県××市×町×丁目×番地
対象家畜等	ほ乳期子豚(体重が30kg以内の豚)		

---

含有する飼料添加物の名称及び量	マイシン	g力価/トン	
	ビタミンC、ビタミンA、		

(注意) 1 この飼料は、上記の対象家畜等に記載されているもの以外には使用できません。  
 2 この飼料は、食用を目的として屠殺する前7日間は使用できません。  
 3 この飼料の原材料に使用しているミートボンミールは、確認済魚介類混合肉骨粉です。(注1)

使用上及び保存上の注意(注2)

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物には使用しないこと(牛、めん羊、山羊、しか又は養殖水産動物に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。

原材料名等		
原材料の区分	配合割合	原 材 料 名
穀 類	70%	とうもろこし、マイロ、(大麦)
動物質性飼料	5%	ミートボンミール

(注)

- 1 原材料名は、配合割合の大きい順である。
- 2 ( )内の原材料は、原料事情等により使用しないことがある。

注 1 : 第 2 の 1 の (5) の ア に 基 づ く 確 認 済 で あ る 旨 の 表 示 は、「 確 認 済 魚 介 類 混 合 豚 肉 骨 粉 」  
 又 は 「 確 認 済 魚 介 類 混 合 ミ ー ル 」 と 記 載 す る こ と が 可 能 で あ る。

2 : 対 象 家 畜 等 並 び に 使 用 上 及 び 保 存 上 の 注 意 を 記 載 す る。